

地域医療構想調整会議（推進委員会）の活性化に向けた取組について

資料 1

1 国通知の概要

平成 30 年 6 月 22 日付け医政地発 0622 第 2 号で厚生労働省医政局地域医療計画課長から「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」の通知が発出されており、地域医療構想調整会議における議論活性化のための取組として、

- 都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置
- 都道府県主催研修会
- 「地域医療構想アドバイザー」の養成があげられた。

2 都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置について

(1) 国の考え方

国は、会議の運用に当たっては、既存の会議体の活用等、効率的に運用することとして差支えないとしている。

(2) 県としての取組方法の方向性（案）

- 県単位の会議体で活用が考えられるものとして、地域医療構想を所掌する当医療体制部会がまず考えられるが、部会の委員となる医療審議会委員の上限数は医療法施行令により 30 人以内（本県既委嘱人数：30 人）とされており、国が求める都道府県単位の地域医療構想調整会議の構成員を全て満たすために委員を改選し、活用することは行わないこととしたい。

- その他に、県単位で地域医療構想の推進について議論が可能な場として、本県では、県医師会に医療圏医療協議会が設けられているところであり、厚生労働省通知で求められている各構想区域単位の地区医師会長や病院関係者がすでに構成員となり、昨年度は地域医療構想を中心とした意見交換を行っている。

- よって、**県医師会が設置している医療圏医療協議会の枠組みを活用し、国通知に沿った構成員を加えた上で、県単位の地域医療構想調整会議の設置及び効率的な開催を検討していくこととする。**

- なお、県単位の地域医療構想調整会議と医療体制部会の役割分担としては、県単位の地域医療構想調整会議では、国通知により示された範囲で情報共有を中心とする事項を協議するのに対し、医療体制部会では国通知によらない本県独自の取組も含め、地域医療構想の重要事項について審議するものとする。

なお、県単位の地域医療構想調整会議での協議内容については医療審議会（医療体制部会）へ報告をする。

【参考】

	県単位の地域医療構想調整会議 (国通知内容)	公益社団法人愛知県医師会 医療圏医療協議会(現行)
目的	各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援する	それぞれの医療圏における保健・医療・介護・福祉提供体制の整備及び充実に資すること
構成員	・各地域医療構想調整会議の議長 ・医療関係者 ・医療保険者	・医師会(各医療圏単位) ・病院協会(各医療圏単位)
協議事項	各地域医療構想調整会議の ・運用に関する事(各地区共通の協議事項、年間スケジュール) ・議論の進捗状況に関する事(具体的対応方針の合意の状況など) ・抱える課題の解決に関する事(参考事例の共有など) ・各種報告等のデータ分析(定量的な基準など) ・構想区域を超えた地域での調整	・ 地域医療構想に基づく医療圏の考え方と地域特性の把握 ・病診連携・病病連携など医療機関相互の連携システムの推進 ・医療圏の 地域医療構想に基づく病院病床の調査・整備 ・地域包括ケアの推進 ・かかりつけ医の推進 ・救急医療等保健医療対策 ・医療・介護・福祉への対応 ・その他

3 都道府県主催研修会について

(1) 国の考え方

都道府県は、地域医療構想の進め方について、各地域医療構想調整会議の参加者や議長、事務局を含む関係者間の認識を共有する観点から研修会を開催することとしている。

研修内容	国が実施している研修会を参考に、行政説明、事例紹介、グループワーク等の実施
対象者	地域医療構想調整会議の議長及びその他の参加者 事務局担当者

(2) 県としての取組方法（案）

国の通知を踏まえ、研修会の開催を検討していくこととする。

なお、開催方法については、県単位の地域医療構想調整会議における会議の構成員と、都道府県主催研修会対象者が重複する部分もあるため、2と同様に県医師会医療圏医療協議会の枠組みを活用する等、効率的な開催を検討していくこととする。

4 「地域医療構想アドバイザー」について

(1) 国の考え方

各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示といった地域医療構想調整会議の事務局が担うべき機能を補完する観点から、国は「地域医療構想アドバイザーチームを設置」することとしている。

※アドバイザーチームは、県が選出し国へ推薦したアドバイザーの集合体

選出方法	<ul style="list-style-type: none">・活用を希望する都道府県（選出は任意）・複数人の選定も可・県医師会との協議及び大学・病院団体等の意見を踏まえる
選定要件	<ul style="list-style-type: none">・地域医療構想、医療計画の内容を理解していること・医療政策・病院経営に関する知見があること・各種統計、病床機能報告などに基づくアセスメントができること・県医師会等の関係団体と連携がとれること・県に主たる活動拠点があること
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・国が主催するアドバイザー会議への出席（年2～3回）・地域医療構想の達成に向けた技術的支援（適宜）・県の地域医療構想調整会議への出席（適宜）
その他	<ul style="list-style-type: none">・国は研修や事例及びデータ提供など技術的支援を実施・任期：原則1年（都道府県の推薦に基づき適宜更新）

(2) 県としての取組方法（案）

- 本県では、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、**国通知に沿った選出方法により、アドバイザーを選出していくこととする。**